

明治初期の新潟県における学校体操および 遊戯の導入と普及過程

The Process of Introduction and Diffusion of Gymnastics and Play
at the Elementary School in Niigata Prefecture in the Early Meiji Era

キーワード：官立新潟師範学校、体操図解、田中鼎

Keywords: National Niigata normal school, manual of gymnastics, TANAKA Kanae

藤坂 由美子

FUJISAKA Yumiko

Abstract

Regarding the study of history of physical education in Japan, almost nothing is known of the actual conditions of gymnastics at elementary schools before the establishment of Taiso-denshujo (Normal school of Gymnastics) in 1878. Accordingly, this study investigated the Process of introduction and diffusion of Gymnastics and Play at the elementary school in the early Meiji era (before 1878) while focusing on Niigata prefecture, one of the local regions in Japan. There was a National Normal school in Niigata prefecture during 1873-1879. Specifically, this study clarified the role of National Normal school and showcased a graduate from this school.

The following have become clear through this study.

A teacher training was held before the establishment of Niigata National Normal school. The teachers learned new methods of teaching. It involved ways of leading all the students by teacher's command, and providing classrooms or schoolyards tools, such as desks, chairs, swings, and ropes of jumping.

After that, the instruments of Gymnastics, swings, horizontal bars, wooden horses were built on the schoolyard in Niigata National Normal school. These instruments were possibly used by the students.

TANAKA Kanae who is a graduate from Niigata National Normal school edited the elementary school teacher's guidebook. The manual of Gymnastics (calisthenics, heavy Gymnastics, Plays) was introduced in the guidebook. He chose these methods of Gymnastics and Plays which were adapted from his experiences of teaching in schools.

These results suggest that the National Normal school played a role in diffusing the new gymnastics while absent of gymnastic teachers in the early Meiji era.

I はじめに

日本の近代において、初めて体操専門の教員養成に着手し、学校に適した体操の普及を目指したのが1878(明治11)年設立の体操伝習所であった。この体操伝習所設立の意義をより明確に示すには、同所設立以前の学校体育(体操科)の実態を解明する必要がある。

これまでの体育史研究において、体操伝習所設立以前の体操については、今村(1989)、木下(1971)、大久保(1998)が詳しい。今村は1872(明治5)年「学制」公布前後に刊行された学校体操に関する代表的な図解である「榊中体操法図」(1872;南校版)、『体操図』(1873;東京師範学校版)、『体操書』(1874;文部省)を取り上げ、体操のルーツや運動法、体操実施の程度を小学教則などの教育制度や教育課程から解明した¹⁾。木下もまた「学制」公布後の小学教則や教授本などの序文の記述内容、また政府の御雇外国人の報告などをもとに、体操科の実施目的について分析し、体操の概念形成過程を明らかにした²⁾。一方で、中央政府が定めた教則や教育方針からは見えてこない地方の実態について調査した大久保は、岩手県と石川県を対象に、地方の行政文書や往来物を手がかりにして、学制期に地方でも体操を実施した可能性が見られたことに言及した³⁾。いずれの研究も近代初期に海外から受容した体操が、日本の初等教育における運動法として試行される過程を解明しているが、そこには初等教育への体操導入を試みた人物や試行錯誤の様相までは具体的に見えてこない。

また、「学制」公布から体操伝習所設立までに発行された各種「体操図解」^{注1)}の出版動向と「体操図解」に掲載された体操法の動作分析を試みた野中(2005)は、初期の体操教材が小学教授書や小学教科書に添付されて普及されていく実態を調査したが、「体操図解」の学校現場での使用状況までは、史料の限界から解明できなかった⁴⁾。

そこで本研究では、学制期の教育課程や指導法普及の一翼を担った官立の教員養成機関である「官立師範学校」の教授実態に焦点を当て、当時の学

校現場での体操導入過程を捉えることとした。

官立師範学校は、1872年開設の東京師範学校に次いで、1873年に大阪、宮城、1874年に愛知、広島、長崎、新潟に設置された。いずれも男子が入学した師範学校であるが、1874年には東京女子師範学校も開設される。本稿では、これらの官立師範学校の中で、これまでの体育史研究では注目されてこなかった「官立新潟師範学校」(以下、新潟師範学校と記す)を取り上げる。

研究方法としては、新潟県立図書館に所蔵されている新潟県の郷土資料と、新潟県に関わる明治期刊行の「体操図解」を手がかりに、新潟師範学校が初期の小学校教育や師範教育において体操などの運動教材をどのように導入し普及を試みていたのか、その実態を究明することとする。

II 新潟県の師範教育の始まり

明治新政府は地方教育行政の単位として「学区」を設け、1872(明治5)年公布の「学制」の規定に基づく学校設立維持の母胎とした。全国を7つの大学区(1872年当初は八大学区とされたが、翌年に七大学区に改正。1879年には廃止)に区画し、新潟県はその6番目、第六大学区に置かれ、大学区内の教育行政の拠点とされた。

「学制」公布を受けて、新潟県は小学校の設置を急ぎ、まずは旧藩校や寺社の建物・敷地を利用して小学校を開校した。特に新潟区では寺院を借りて5つの小学校がいち早く開校して授業を開始し、県内の小学校教員たちのモデルとなった。県下の教員たちは新潟区の小学校に参観に訪れ、新学制による教授法を視察した。そのときの参観教員の感想には以下のように述べられている。

先づ教室に入りて目新しきものは黒板と椅子卓子等なり…(中略)…頗る面白く感じたれば時間後其構造尺度等を事細かに記載し又黒板拭き白墨等をも其名称等まで詳記し来れり 其教授方に至りては読書科に於ては単読斉読等頗る妙なるを覚えしも教師の持ちし鞭の余りに業々し

き物や其振り方とか生徒の誤読を匡正する法とか間々滑稽に類し又吾が腑に落ちるものありき...⁵⁾

新しい教授法や教具等は、参観教員の目には奇妙で滑稽なものに映ったようである。このように、新学制に伴って導入された教授法を県内および大学区内の教員たちが学ぶ機会、当初、新潟市内のわずかな小学校を参観する方法しかなかった。

(1) 最初の授業法伝習

そのような折、1873(明治6)年7月に新潟県を訪れた文部少丞「西潟訥」(学制制定の参画者)^{注2)}のもとに、好機とばかりに教員たちが参集し、新教育による授業法の伝習が懇願された。そこで、西潟に随行していた「森山朔二郎」が教員たちへの指導の任にあたることとなった。新潟第二小区の小学校啓蒙館において、区内各小学校教員が召集され、3日間の授業法が伝習された。これが県内の教員に向けた最初の授業法伝習であるといわれている⁶⁾。

(2) 第二の授業法伝習

上述の最初の授業法伝習はわずか3日間であった。参加した教員たちは新しい授業法の手がかりを得たに留まり、十分な講習会ではなかった。この状況を見た西潟は、新潟県の県令「楠本正隆」に対して、県内の小学校教員の中で優秀の人物を選抜し、東京に派遣して授業法を研修させることを提案した。楠本はこれを承知し、そこで選ばれた教員が田中鼎(啓蒙館)、清水義敷(村松校)、篠野十一郎(保田校)、野村俊二郎(吉浦校)の4名であった⁷⁾。この4名は1873年7月下旬に東京に到着し、東京師範学校において約1か月、また東京府の師範講習所において約1か月、計2か月ほどの研修を受け、東京府内の芝、麴町、京橋の3つの小学校を巡視して、新潟県に戻った。このとき派遣された清水の回想によれば、東京師範学校では毎日授業時間後に米国人某の口演があり、口演の後には他府県からの参観者とともに米国人に向かって質問をする時間があり、また口演の内容は既に冊子に印刷され配布されたとい

う⁸⁾。この米国人は、東京師範学校の御雇外国人教師スコット(Marion Mccarrell, Scott 1843-1922)であると思われるが、清水はこの米国人の口演が有益であったと振り返っており、さらに口演後に教員が米国人に対して疑義を質問する様子を聴講した時間が最も自分たちに利益を与えたと述べている⁸⁾。4名の新潟県教員たちは、短時間で授業法を参観するため、4名が別々の教室に入って参観し、時々交替を行いながら、全科にわたって研修をした⁸⁾。

それから新潟県に戻った4名の教員は、県学務課の命により、翌1874年2月に県下小学校の首座教員を集めて、新潟区の長照寺(西堀通六番町)において講習会(授業法伝習)を行った。これが県内の第二の授業法伝習といわれる⁹⁾。

講習会ではまず、参加者に時間割を与え、会場の出入及び椅子に就くときも離れるときもすべて「教師の号令に従うべきこと」¹⁰⁾、「疑問あるときは挙手して教師に示し其許可を得て発問すべきこと」¹⁰⁾、「其他教場にありての生徒の心得を条挙して之を示し又読本に就きては単読連続の区別及是等の取扱方又鞭にて生徒発声の調節方等一々実施仕方を以て説明し」¹⁰⁾たようである。

このように、新学制による教授法では、教師の号令によって生徒に行動が指示されるとともに、読本等の読み方の授業では、教師が鞭を使用して生徒の発声を指揮する、いわゆる欧米式の斉教教授法が導入された。参加した教員たちは熱心に研修を受け、講師に積極的に質問をし、新教授法を学んだ。しかしながら、この講習会も1名につき3日間が限度であった。

(3) 第三の授業法伝習

短期間の講習では人数も限定され、これでは県内の多数の教員に授業法を行きわたらせることが困難であり、また講習を受講した教員のいる学校と受講していない教員の学校との格差も生じてきていた。そこで新潟県は1875(明治8)年3月、「新潟県小学講習所」を開設することを布告し、新潟区内西堀通七番町の本覚寺本堂を利用して、県下小学校から首座教員あるいは適任の教員を集め、30日間の講習会を開催することとした。講師は、文部省が派遣した宮

城県師範学校卒業生の「古田兼弥」という人物が担当した¹¹⁾。この古田という人物は、新潟県に初めて派遣された師範学校卒業の資格を持った教員であった。彼は、1875年3月に新潟市内の西堀小学校に四等訓導兼首座教員として勤務を命じられ、同年4月には新潟県師範講習所訓導を正式に拝命する¹²⁾。

この30日間の授業法講習に教員を参加させた小学校の沿革史には、以下のような記録が残されている。

・公立西堀小学校沿革史

「当校ハ味方尚作氏募ニ應シ講習員トナル…本縣小學校ニ於テ生徒二人並座蓋付テーブル椅子ヲ用井鞞繩繩飛等ノ遊戯ヲナサシムルハ此講習ヨリ始マルト云フ」¹¹⁾

・公立洲崎小学校沿革史

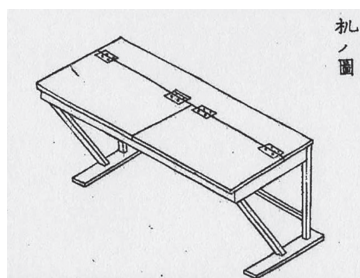
「…三十日間宛伝習アリ、其伝習済ミノ上ハ則県令ニ於テ該所伝習済ノ証書ヲ附与セラレタリ、当校ニハ三等教師北村伝衛之ニ与ル、其ノ入学ハ四月十四日ニシテ五月十五日帰校ノ上当校授業生一同ヘ又之ヲ伝習ス、是ニ於テ稍

授業法体裁アリ且ツ是ヨリシテ蓋付卓子及体操遊戯器具等ノ新調アリ…」¹³⁾

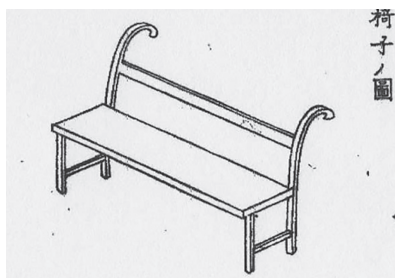
(下線は筆者による)

このように、授業法講習では新教授法が伝達されるとともに、教室に配置されるべき二人並蓋付の机と椅子などの教具と、鞞繩(ブランコ)と縄飛等の体操遊戯器具が紹介され、各小学校に新調することが推奨されたものと思われる。これらの器具は、これまでの小学校には見られなかった新しい教材・教具であり、新教授法伝習に合わせて導入と普及が試みられた。(机:図1)(椅子:図2)

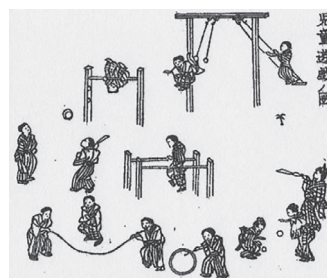
さて、ここで登場した「鞞繩」と「縄飛」であるが、新潟県内の小学校沿革史には、その形体や使用法等の詳細は記録されていない。しかし、1870年代に全国で多数の翻刻・刊行をみた「体操図解」の類に、これらの体操遊戯器具の図が残されている。特に1875年以降、鞞繩や縄飛等の遊戯図が徒手体操とともに紹介された図解が存在したことが、野中(2005)の研究⁴⁾から明らかとなっている(図3,4)。



(図1) 机



(図2) 椅子



(図3) 児童遊戯ノ圖

出典：『度会師範学校小学教導図解』(1875年 伊勢山田)¹⁴⁾



(図4) 鞞繩・縄飛

出典：『小学入門教授略解』(1875年 大阪)¹⁵⁾

III 官立新潟師範学校の創設と師範教育

(1) 開校から廃校まで

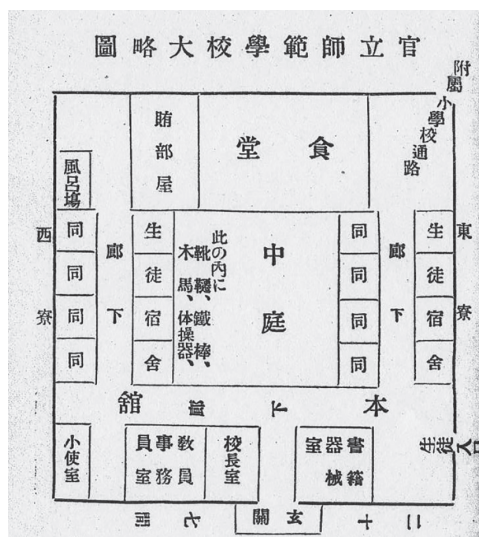
1872年9月に東京に開設された官立(東京)師範学校は全国の師範教育の嚆矢として、先述のように全国の府県からも現職教員の参観を受け入れていたが、師範学校が東京に1校だけでは全国の教員養成を担うことは困難であるとされ、1873年8月に大阪(第三大学区)、宮城(第七大学区)に、翌年2月には愛知(第二大学区)、広島(第四大学区)、長崎(第五大学区)、新潟(第六大学区)に1校ずつ官立の師範学校が設置された。しかし、これらの第二から第七大学区の師範学校は、1878(明治11)年2月までにすべて廃校となる。新潟師範学校は1877(明治10)年2月に閉校した。このように、わずか3年間の短命であったが、廃校後は他の大学区同様、教員養成の役割および校舎・書籍・器械等はすべて公立の師範学校に移管されることとなった。

(2) 新校舎竣工と体操器械の設置

1874年に開設された官立新潟師範学校は、翌1875年に校舎を新築した。12月に落成式を兼ねて開講式を挙行したようである¹⁶⁾。新校舎は2階建てで、2階には4室ほどの教室があり、そこで授業が行われた。1875年4月に同校に入学した生徒の回想によれば、新築校舎の1階には校長室、教員事務員室、書籍器械室、舎監室があり、食堂の二階に広い部屋があり、主な儀式等はその広間で行われたとある¹⁶⁾。校舎の東と西には生徒寄宿舎がそれぞれ1棟ずつ建てられ、寄宿舎の1部屋(十畳ほどの押し入れ付き畳部屋)に一級から四級までの生徒が各1名ずつ組み合わされ生活を共にした。そして、校舎の中庭には「靴鞆・鐵棒・木馬・体操器」が設置されていたようである。(図5)¹⁶⁾注3)

また、同生徒の回想では、当時の教科内容についても触れられており、各教科で使用した具体的な教科書名に加え、「体操は柔軟体操の初期のものであった¹⁶⁾と語られている。この「柔軟体操の初期のもの」とは、1875年当時の東京師範学校「小学教則」に示された東京師範学校版『体操図』による徒手体操の

ことを指していると思われ、官立新潟師範学校において体操が行われていたことを物語っている。なお、同校の教育課程表にも体操という教科名称が記載されている¹⁵⁾。従って、新潟師範学校内で実際に体操が行われていたことを裏付けることができる。



(図5) 官立師範學校大略図¹⁶⁾

(3) 官立新潟師範学校卒業生「田中鼎」の功績

先に述べたように「田中鼎」は1873年に新潟県の命令により東京に派遣され、東京師範学校と東京府師範講習所において授業法の研修を受けた教員の一人である。「学制」公布以後、新潟県において小学校が仮校舎を充てながら開講し始めた当初から、句読教師や校長という立場で教鞭をとり、県内の小学校教員の指導的立場にあった人物である。田中は官立新潟師範学校が設置されると同校に入学し、1875年に卒業、以後は新潟区内の小学校訓導として活躍した。そして、教員として勤務する傍ら、教科書・教授書の編纂活動も積極的に行っている。

田中の編纂した教授書の一つに『小學授業法指掌 全二冊』(1878年刊行)¹⁷⁾がある。この書は上等小学・下等小学の授業法を解説した書である。巻頭の附言には以下のように編纂の趣旨が記されている。

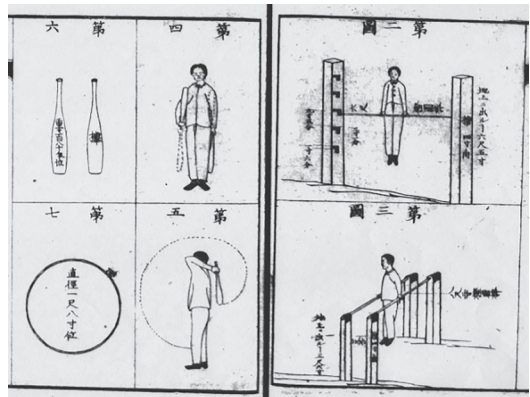
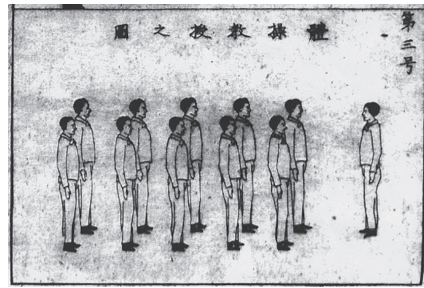
一、方今小學授業法ノ書置カラズト雖或ハ繁ニ過キ或ハ簡ニ軼キ或ハ想像ヨリ成テ實施ニ切ナラサルモノアリ故ニ今二三ノ同僚ト相議シ本校及ヒ諸方師範學校ニ於テ實際經驗セシモノニ就テ繁簡ヲ折衷シ便否ヲ取舍シ傍ラ欧米各國ノ教育書ヲ參酌シ勉テ想像ノ説ヲ省キ其適實ナルモノヲ選ス
…(中略)…

一、本編ハ小學ニ従事スル教員ニシテ未タ師範學科ヲ講習セザル者ヲシテ授業方法ノ要旨ヲ了解セシムルニ切ニメ肯テ文詞ノ卑俚ニ涉ルヲ避ケズ看者宜ク兎ヲ獲テ穿ヲ忘ルベシ
一、罫画手本及ヒ體操圖ノ類別ニ一冊ト為シ以授業ニ便ス¹⁷⁾

(下線は筆者による)

このように、この書は本校(新潟学校のこと:本書編纂当時、田中は新潟学校師範学科に勤務していた)および他の師範学校において、これまで実際に経験してきた教授法をもとに、有益なものを取捨して編纂されたことがわかる。また、罫画および体操については、授業に使用する際に都合の良いように別冊にしたとある。

この書は上・下巻の全二冊に編集されており、下巻の後半に「體操教授之圖」「體操圖」「體操器械圖」が掲載され、徒手体操の運動法と各種体操器械の紹介がされている。徒手体操は文部省が1873年の改正小学教則に示した『樹中体操法図』『体操図』に類似した体操法であり、体操器械としては鞆、釣環、鉄棒(木製)、平行棒、棍棒、直径一尺八寸位の輪、鞠、羽子板が図示されている(図6)。田中が徒手体操に加えて、器械体操や遊戯を小学教材として奨励しようとしていた意図が窺える。本書の附言に示されていたように、田中は体操法も含めた小学授業法を彼の経験をもとに教員たちに示したのであり、図のような体操法が当時実施されていたことが窺われる。田中の紹介した体操器械は、官立新潟師範学校に設置されていた器械と同種であったとみてよいだろう。



(図6)『小學授業法指掌下』掲載の「體操教授之圖」「體操圖」「體操器械圖」¹⁷⁾ 抜粋

IV 新潟県「小学教則」の制定

1872年8月に「学制」が公布され、これに準拠した小学校の各級の教科と毎週教授時数、教授要旨などを示した最初の「小学教則」が同年9月に文部省から布達された。これを受けて新潟県は10月に小学校設立の通達を、11月に小学校教則及び校則の頒布を行うが、その後、文部省の度重なる小学教則の改

正、1873年2月の東京師範学校小学教則の制定などを経て、新潟県独自の最初の小学教則が制定されるのは1874年3月であった。その後も漸次改正は行われるが、1879年までは最初の1874年版小学教則が新潟県の小学校教育の指針となった。

新潟県が教則を編成する際には、文部省ではなく主として東京師範学校の小学教則を模範とした¹⁸⁾。これにより、教科を読本・算術・習字・書取・問答・修身口授・国体口授・体操とし、「体操ハ時間ヲ定メズ習業余間オヨソ五、六分ズツ一日兩三回コレヲ授ク、モットモ榭中体操図師範学校図ニヨリ教師一人コレヲ保管ス、アルイハ遊歩ヲモツテコレヲ換エルモマタ教師ノ意ニ任ス」¹⁹⁾とした。先に述べた小学授業法の講習も、東京師範学校モデルの小学教則に倣って実施されたものと思われる。

V まとめ

新潟県および新潟師範学校は、東京師範学校の小学教則や教授法に準拠しながら、県の実情に合わせて教員養成と小学校教育を行った。本研究では、新潟県の明治初期の小学授業法講習や師範教育の実態から、体操や遊戯の実践に関して以下のことが明らかとなった。

①新教授法の参観や講習に際して初めて教具や教授の方法を目にした教員は、それらを奇妙で滑稽なものに感じていた。特に鞭や号令による一斉教授、教室の二人並び蓋付卓子・椅子が印象深かったようであるが、その新奇な教授法の中に「鞆」と「縄飛」が含まれていた。これまでの先行研究では明治期の「体操図解」の存在から、鞆や縄飛等の運動が小学校において実施されていたであろうことは推測されていたが⁴⁾、新潟県の事例により、明治初期の小学授業法講習において教員らに伝達され、小学校への設置が促されていたことが明らかとなった。新潟県においては、「体操図解」による徒手体操の指導よりも、鞆・縄飛等の遊戯がいち早く紹介されていたことが特徴である。徒手体操は運動法や指導法を正確に身につけた上で

指導することが求められるが、鞆等は器具が備われば実演が比較的容易である。また、これらの器具は生徒用の卓子・椅子と同時に導入されたことから、新式教具の一つとして捉えられていたことがわかる。

②新潟県は、県内に官立師範学校や小学講習所が開設される以前に、県内の優秀な教員を選抜し、東京師範学校および東京府師範講習所で授業法を研修させた。しかしながら、この研修において派遣教員が体操を研修したかどうかは、本研究からは明らかにできなかった。

③新潟師範学校の新校舎には、その中庭に鞆・鉄棒・木馬・体操器が設置されていた。このことから、器械体操も教授されていたことがわかる。

④新潟師範学校の卒業生である「田中鼎」が編纂した『小学授業法指掌』によって、実施経験の根拠をもとに体操が紹介され、県内の教員に伝達されていた。その体操法には、東京師範学校版『体操図』系統の徒手体操と、鞆、釣環、鉄棒、平行棒、棍棒等を用いた器械体操、また輪、鞠、羽子板等の遊戯が含まれていた。編者の田中が、小学校の体操・遊戯の教材として、これらが有益であると判断したのである。田中のような師範教育を学んだ人物が、後に指導的立場になって小学校に適する体操・遊戯を積極的に奨励した特徴的事例である。ここに明治初期の師範学校および「体操図解」作成の意義を見いだすことができる。

以上のように、「学制」公布後の地方の師範学校および小学校における体操・遊戯の実態が本研究から明らかとなった。本研究の結果から、官立師範学校が地方の小学校教育のモデルとなって、いち早く体操・遊戯教材を導入し、県内の教員に普及する役割を果たしたといえる。

注

注1) 野中(2005)は、1872年「学制」公布以後から1882(明治15)年までに刊行された「体操図解」57冊を収集し、その記述内容の分析から、図解の系統を11種に分類している。本研究で取り上

げた田中鼎編纂『小学授業法指掌(全二冊)』も野中の論文に集録されているもので、11種の系統分類中、図と短い解説文とで体操法が紹介される小学入門・教授書添付型の「体操図解」の分類に属する。本研究では、野中の論文では言及されなかった、「体操図解」と官立新潟師範学校との関係を論じた。

注2) 文部少丞とは、1885(明治18)年に内閣制度が創設されるまで運用された「太政官制」に従った、文部省の事務官の職名である。文部省の最上位であった「卿」の下に「大輔、少輔、大丞、少丞」等の職位が順に置かれた。²⁰⁾

注3) 官立師範学校の校庭に体操器械が設置されていた例は、官立長崎師範学校にも見られた²¹⁾。同校で使用されたと考えられる『長崎師範学校体操號令詞』(1875)によれば、これらの体操器械は鞞フラスコ・雙欄杆テヌリ・飛臺トビダイ・攀棒ボウノボリ・木馬モクバ・經飛ナフトビであったことが分かる。²²⁾

引用・参考文献

- 1) 今村嘉雄(1989) 修訂 十九世紀に於ける日本体育の研究, 第一書房, pp. 830-869.
- 2) 木下秀明(1971) 日本体育史研究序説, 不昧堂出版, pp. 33-41.
- 3) 大久保英哲(1998) 明治期比較地方体育史研究—明治期における石川・岩手県の体操導入過程—, 不昧堂出版, pp. 33-43, pp. 279-292.
- 4) 野中由美子(2005) 体操伝習所設立以前における「体操図解」作成の体育史的意味, 金沢大学大学院社会環境科学研究科博士論文.
- 5) 新潟県教育百年史編さん委員会(1970) 新潟県教育百年史明治編, 新潟県教育庁, p. 997.
- 6) 阿部守衛編・発行(1973) 新潟市義務教育百年のあゆみ 編集資料第八集, p. 22.
- 7) 前掲書, 新潟県教育百年史明治編, p. 218.
- 8) 前掲書, 新潟県教育百年史明治編, p. 999.
- 9) 前掲書, 新潟市義務教育百年のあゆみ 編集資料第八集, p. 23.
- 10) 前掲書, 新潟県教育百年史明治編, p. 1000.
- 11) 前掲書, 新潟県教育百年史明治編, pp. 218-219.
- 12) 阿部守衛編・発行(1973) 新潟市義務教育史資料第九集 公立西堀小学校沿革史.
- 13) 前掲書, 新潟市義務教育百年のあゆみ 編集資料第八集, p. 24.
- 14) 上野彰・佐野嘉衛(1875) 度会師範学校小学教導図解, 加藤長平(伊勢山田).
- 15) 伴源平(1875) 小学入門教授略解, 文部省蔵版, 赤志忠七(大阪).
- 16) 北越新報社編(1917) 長岡教育史料, 北越新報社, pp. 259-268.
- 17) 田中鼎(1878) 小學授業法指掌 全二冊, 松田修平出版、松風堂蔵版(越後長岡).
- 18) 前掲書, 野中(2005), p. 173.
- 19) 前掲書, 新潟県教育百年史明治編, pp. 70-71.
- 20) 日本近代教育史事典編集委員会編(1996) 日本近代教育史事典, 平凡社, p. 25.
- 21) 橋田晶拓(2002) 明治初期の官立長崎師範学校と体操に関する史的考察, 福岡教育大学 体育・スポーツ史セミナー年次報告 第3号, pp. 1-6.
- 22) 渡部温訂正, 岡島擴・草野貞光・織田貞利編(1875) 長崎師範学校体操號令詞

付記

本論文は、JSPS 科研費 24500779 「日本近代体育の黎明期における官立師範学校の体育史的意味」(基盤研究(C))の助成を受けた研究成果の一部である。